

閣議決定計画に基づく率先実行

- PCB廃棄物処理基本計画(令和元年12月20日閣議決定)
 - 政府自身が保管・所有する高濃度PCB廃棄物等について率先処理を進めるため、各省庁において、保管・所有状況の調査、実行計画の策定等の取組を進めていくことを規定。
- 関係省庁連絡会議の設置(平成28年11月15日)
 - 関係者の密接な連携の下で基本計画に基づく取組を進めるため、各省局長級で「PCB廃棄物の早期処理に係る関係省庁連絡会議」を設置。

<関係省庁連絡会議における直近の取組>

1. 政府機関等における保有状況の調査等

- ◆ 令和元年度末時点の各省庁が保管・所有する高濃度PCB廃棄物等の状況を取りまとめるとともに(別紙1)、処分期間内の早期処理を要請。

2. PCB含有塗膜の把握に係る調査

- ◆ 平成30年11月から、各省庁が自ら保有・管理する施設について、PCB含有塗膜の把握のための調査を開始。
※令和2年3月末時点における調査の進捗状況を取りまとめ中

3. 関係団体への周知

- ◆ 各省庁及び1,500を超えるその所管業界団体等に対して、非自家用電気工作物のうち、高濃度PCBを含むコンデンサー等が使用された機器の早期処理等について周知(参考資料3)。
- ◆ 特に、非自家用電気工作物のメーカー団体に対しては、環境省から個別に周知(X線装置及び昇降機)。

<参考:政府以外の国家機関の状況>

- ◆ 政府以外の国家機関である国会・会計検査院・裁判所において保管・所有する高濃度PCB廃棄物等について、令和元年度末時点の状況を取りまとめた(別紙2)。